

道路整備の促進と財源の確保を求める意見書

道路は、市民生活や経済社会活動を支える最も基本的な社会資本であり、豊かで活力ある地域社会の実現のために、社会基盤である道路を計画的に整備・維持管理することが重要である。

しかしながら、自動車交通への依存度の高い当地域においては、国道23号蒲郡バイパス、国道247号中央バイパスなどの幹線道路整備の遅れにより、流入車両の増加に伴い各所で混雑をつくりだし、市民生活に支障がでていところである。

安心して快適に暮らせるまちづくりの実現と地域産業物流の円滑化を図るための道路整備を体系的、計画的に推進する必要がある。また、今後急速に高齢化していく多くの道路ストックを適切に維持、修繕、更新していくことも重要である。

これらの課題に対処し、地方が真に必要な道路整備や維持管理を計画的に進めるためには、安定的な財源確保が必要である。

よって、国におかれては、地方の実情に即した道路整備の重要性を深く認識され、次の事項について特段の配慮をされるよう強く要望する。

記

- 1 道路特定財源については、来年度から一般財源化される方針が示されているが、地方税及び譲与税分とともに、交付金、補助金として地方に配分されている財源の総額が「地方枠」として確保されること。
- 2 新たな道路中期計画の策定にあたっては、地方の意見を十分に聴取し、地方が必要としている道路整備を確実に盛り込むこと。
- 3 暫定税率の失効期間中の減収に対しては、国の責任において早急に適切な補てん措置を講ずること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成20年9月26日

蒲 郡 市 議 会

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
総務大臣
財務大臣
国土交通大臣
経済財政政策担当大臣

} あて